

サブプライムローン問題の構図

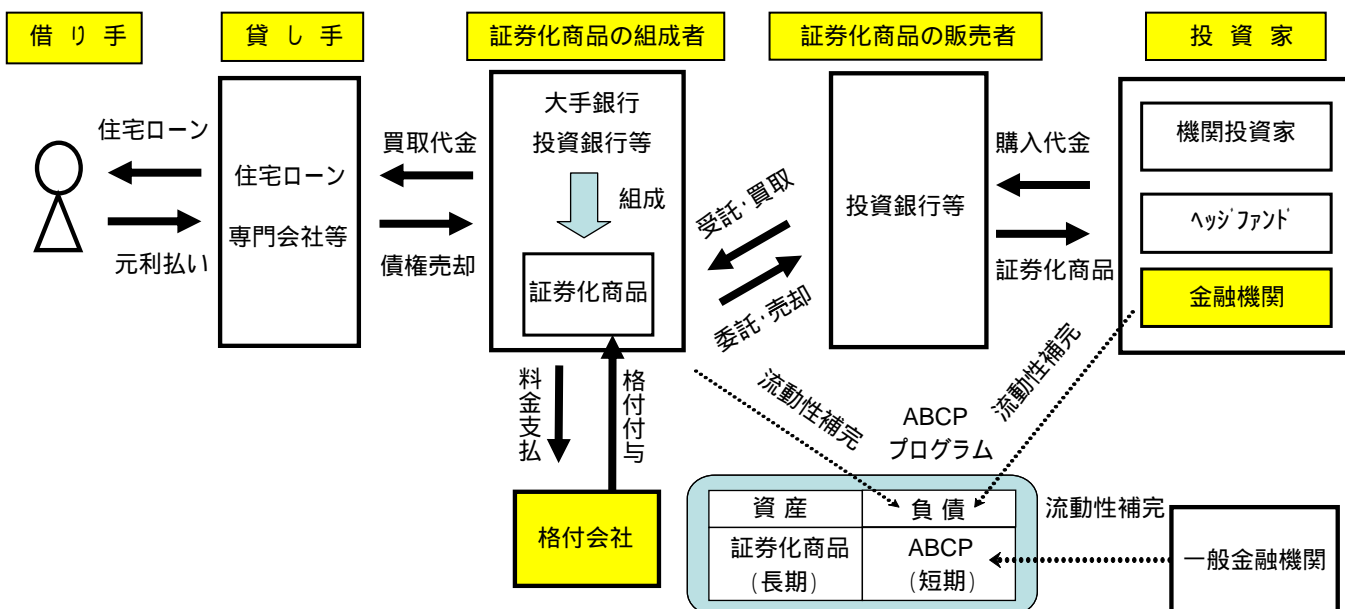
サブプライムローンとは

- ・「信用力の劣る借り手に対する住宅ローン」
- ・残高は約140～170兆円
- ・米国住宅ローン市場の約13～15%を占める
- ・近年、延滞率が上昇(07年第2四半期:14.8%)

証券化等の金融技術の普及により、新しい金融仲介のあり方として、貸し手が市場を通じて原債権の信用リスクを投資家に分散させるというビジネスモデル(Originate to distribute)が普及

【3つの不確実性の顕在化】
 リスク所在の不確実性
 価格形成の不確実性
 流動性の不確実性

サブプライムローン関連商品に係る各当事者に係る問題点を把握して対応する必要
 市場発の危機への対応等の監督態勢の充実の必要



主な問題点

原債権のリスクについて、サブプライムローンの貸し手、証券化商品の組成者、格付会社、証券化商品の販売者、投資家等の関係当事者間で適切な情報伝達が行われていたか。

証券化商品の組成者において、自ら一定部分を保有せずに証券化商品を組成し、投資家へ安易な信用リスクの移転を行おうとしていたのではないか。

格付会社において、証券化商品の格付ビジネスに利益相反の可能性が内在していたのではないか、モデル内容やその妥当性等について適切なディスクロージャーがなされていたか、格付情報の意義について投資家に誤解を与えていなかったか。

金融機関を含む各投資家において、適切に、リスク管理やディスクロージャーがなされていたか。

上記の諸課題に対する対応

グローバルな視点からの市場正常化に向けた道筋

1. 現在、G7、FSF、IOSCO等の国際機関において、広範囲な論点を議論
2. 国際的な議論の中で考慮されるべき論点
 - (1) 原債権の信用リスクの情報伝達について
 - (2) 金融機関や投資家のリスク管理のあり方について
 - (3) 格付会社の格付手法、格付けの利用方法や監督体制等について
 - (4) 証券化商品の価格評価・会計処理の問題について
 - (5) コンテュイット等の連結・非連結の会計処理の問題について

わが国としての対応

1. 監督当局における市場動向の把握、モニタリングの強化
2. 監督当局間における国際的な連携強化
3. 「証券化によるリスク移転を前提とした融資(Originate to distribute)」の問題への対応
4. 証券化商品の原債権の追跡可能性(Traceability)の確保
5. 十分なデータによる統計処理を前提とした証券化
6. プリンシプルの提示とベストプラクティス(最良慣行)の模索
7. 格付会社に対する適切な対応
8. 証券化商品の価格評価・会計処理に関する国際的な議論への参画